

2022年2月17日

第72回日本木材学会大会における発表資料作成のためのガイドライン

第72回日本木材学会大会の開催方法はオンライン/ハイブリッド形式とし、口頭発表(2022年3月15日-16日)はZoomによるLive配信、「学会賞等授与式、クロージングセレモニー、公開合同シンポジウム」はハイブリッド形式(オンサイト会場:みんなの森ぎふメディアコスモス【予定】、オンライン会場:ZOOM、公開合同シンポジウムはYoutubeによる配信)とします。

なお、ポスターはE-posterおよびオンデマンド動画による説明で通常とは異なる発表形式になるため、オンライン開催に伴うリスクが生じます。以下をご注意のうえご発表をお願いいたします。

1. オンライン開催に伴うリスクについて

学会発表には、現地開催かオンライン開催かにかかわらず、以下のようなリスクがありますが、オンライン開催の場合は、密室から参加することが可能で、講演会場のような衆人監視が行われないことおよび講演がWeb上で配信されることから、以下のリスクが高まることが懸念されます。本会では、リスクの高まりに対処するために、考える対策を取っておりますが、最後は参加者のモラルに訴えざるを得ません。これらをご理解のうえ、十分に注意して講演発表をしていただきますようお願いいたします。

【発表に伴うリスク】

✓研究情報を不正に取得される

不正聴講、講演の録画・録音・撮影(スクリーンショットを含む)・撮影等の禁止を周知徹底しますが、最終的には参加者にモラルを守っていただくことになります。

※本大会で使用するオンライン会議ツールでは参加者は録画機能を使えません。

✓著作権を侵害してしまう

他人が著作権をもつ音声、映像、画像、写真の安易な使用(引用)により、著作権を侵害してしまう。

※文献などはこれまでの講演発表と同様、適切な引用がされていれば問題ありません。

2. オンデマンド動画作成時の注意

オンラインによる発表は、著作権法上の「公衆送信」（自動公衆送信による再送信）に相当すると考えられます。発表におけるオンデマンド動画の著作権は、発表者に帰属します。当該オンデマンド動画が第三者の権利や利益の侵害問題を生じさせた場合、発表者が一切の責任を負うこととなります。また、発表内容に特許出願する可能性のある研究成果等が含まれている場合、オンデマンド動画の公開により生じた不利益に対しても、発表者が一切の責任を負うこととなりますので、ご注意ください。情報の公開については、発表者自身で慎重にご判断ください。

なお、本ガイドラインを守れば絶対に著作権問題が起きない、というわけではありません。また、本ガイドラインをすべて守らないと著作権問題が起きるといってもありません（著作権には保護期間等もございます）。以上の点にご留意のうえ、本ガイドラインを参考に、ご自身の判断でオンデマンド動画を作成してください。

（1）他者が著作権を有する音楽や他者が撮影した写真・映像・画像の使用にあたっては、著作権および著作隣接権の権利者から予め必要な許諾を得ておくこと。

※インターネット上において、「フリー素材」、「無料イラスト」等として無料提供されている音楽・写真・映像・画像等についても、自由に利用できるわけではありません。利用にあたっては、提供先のサイトに記載された「利用条件」を確認し、その範囲内でご使用ください。また、著作権者等の情報や権利関係が不明確な場合（または第三者に無断転載されたもの）は、ご使用をお控えください。

（2）神社・仏閣、美術品などは自身が撮影した写真や映像であっても使用にあたって許諾を得ること（神社・仏閣等のなかにはその敷地内における撮影禁止など、敷地内でのルールを独自に定めている場合があります。その場合は敷地管理者の許可が必要になる場合がありますのでご注意ください）。また、写真等に個人や企業が特定できてしまうものが写り込んでいる場合は、特定できないように該当部分をぼかすなどの処置を施してください。

（3）地図の使用にあたっては、提供先のサイト等に記載された利用規約を確認のうえ使用すること。

（4）芸能人の肖像、映画のシーンなどは自身が撮影した写真や映像であっても絶対に使用しないこと。

※ 芸能人の肖像はパブリシティ権があり、映画の場合は交渉しても許諾されないことが多くあります。

(5) 引用に際しては、次の「引用の三要件」を遵守すること。

1. 引用部分と自身が創作したオリジナル部分を明確に区分すること
2. 量・質ともに、引用部分が「従」でオリジナル部分が「主」の関係にあること
3. 慣行に従った出典の明示をすること

※文章の「引用」であっても、例えば、引用の主従関係要件から判断して（引用の量ではなく質も考慮して）引用部分が「主」となる場合は、引用行数が短くてもすべての著作者から許諾を得る必要があります。

(6) 論文と異なり、単行本の図や表を引用する場合や本の表紙・絵を使用する場合は、出版社に確認のうえ必要な許諾を得ること。

※図や表は出版社が作成し、著作権を有しているケースがあるため、文章の著作者から許諾を得ただけでは図や表を配信に使用できない場合があります。また、本の表紙や絵も出版社に提示された条件に従って使用してください。

(7) 許諾を得たうえで使用する場合は、出典に加えて許諾を得ている旨を明記すること。

*本ガイドラインを作成するにあたって、一般社団法人電子情報通信学会、一般社団法人日本建築学会およびセルロース学会の取り組みを参考にさせていただきました。